

京 都 府 感 染 症 対 策 委 員 会 設 置 要 綱

(設置)

第1条 京都府における総合的かつ計画的な感染症対策を推進するにあたり、専門的意見を聴取するため、京都府感染症対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員の役割)

第2条 委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する事項
- (2) 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
- (3) 緊急時における関係機関の連絡体制の確保に関する事項
- (4) 感染症に関する知識の普及及び感染症の患者等の人権の配慮に関する事項その他感染症に関する重要事項

(委員の要件等)

第3条 委員は、30人以内とする。

- 2 委員は学識経験を有する者とする。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(部会の設置)

第4条 委員会に、専門の事項に関する意見を聴取するため、感染症部会、肝炎部会その他必要な部会を置くことができる。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

(会長、副会長の選任等)

第5条 委員会の会長は、感染症部会長をもって充て、副会長は、他の部会長の中から知事が指名する。

(協議会の設置)

第6条 肝炎部会に、肝炎に関する医療費助成申請に係る意見聴取を行うため、協議会を置くことができる。

(会議の招集等)

第7条 知事は、必要に応じて委員会を招集し、会長がその議長となる。

- 2 知事は、必要に応じて部会を招集し、部会長がその議長となる。
- 3 知事は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、健康福祉部健康対策課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年11月16日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 京都府エイズ対策専門委員会設置要綱（昭和62年7月1日施行）
 - (2) 京都府結核・感染症発生動向調査委員会設置要綱（昭和62年12月23日施行）
 - (3) 腸管出血性大腸菌感染症対策委員会設置要綱（平成8年8月14日施行）

附 則

- 1 この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月17日から施行する。